

令和6年度
中野区子ども食堂
運営助成金事務手続きについて

募集期間：令和6年5月15日(水)～6月7日(金)

中野区子ども教育部子育て支援課
子ども・子育て支援係(3階子ども総合窓口)
電話 03-3228-8723
E-mail kodomo-kosodate@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区

令和6年5月

※本文中、下線部分は昨年度からの追加・修正を行った部分です。

1 目的

主に家庭の事情により生活に課題を抱える地域の子どもたちに食事又は食材を提供し、交流の場となる活動を行う地域団体に対し当該活動に係る経費を助成することにより、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、支援の必要な子どもの早期発見及び早期対応ができるよう関係機関との連携強化を図り、もって子どもたちが安心し健やかに過ごせる地域を形成することを目的とします。

2 実施主体

次の(1)から(5)までの要件の全てを満たす団体を対象とします。

- (1)団体の規約及び会員名簿を有すること。
- (2)公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- (3)主たる事務所又は連絡場所が中野区内にあること。
- (4)区が実施する子ども食堂又は子ども若しくは家庭の支援に係る他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。
- (5)区が実施する虐待の未然防止や早期発見に関する研修に1回以上参加すること。

3 助成の対象となる事業内容

次のいずれかに該当する事業を助成の対象とします。

(1)子ども食堂

家庭の事情等により生活に課題を抱える区内の子どもを主たる対象として、調理・調達した栄養のバランスがよい食事を提供し、参加する者が互いに交流をする場を創出する活動

(2)配食

家庭の事情等により生活に課題を抱える区内の子どもを主たる対象として、調理又は調達した栄養バランスがよい食事を団体の指定する場所で配布する活動

(3)宅食

家庭の事情等により生活に課題を抱える区内の子どもを主たる対象として、調理又は調達した栄養バランスがよい食事を子どもに配達する活動

(4)フードパントリー

家庭の事情等により生活に課題を抱える区内の子どもを主たる対象として、調達した食材を配布する活動

4 助成の対象となる事業の要件

次の(1)から(13)までの要件を全て満たす事業を対象とします。

- (1)中野区内で実施されること。
- (2)提供する食事は、団体又は参加者が直接調理または調達した、栄養バランスのよいものを提供すること。
- (3)原則として月1回以上定期的に実施し、1回当たりおおむね10食以上の食事を提供するとともに、参加者が食事を取りながら交流することができるスペースを確保すること。ただし、配食、宅食、フードパントリーを実施する場合はこの限りではない。
- (4)責任者を常駐し、必要な人員を配置すること。
- (5)衛生管理について、中野区保健所から助言を得ていること。
- (6)活動の実施に対する保険に加入すること。
- (7)政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動ではないこと
- (8)参加する子どもに、無料又は低額で提供すること。
- (9)助成金の対象となる経費に関し、国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体から助成を受けていないこと。
- (10)参加者に対し、子ども又はその家庭の支援に係る窓口を周知するよう努めること。
- (11)参加者の相談に応じること。
- (12)当該活動を通じて子ども及びその保護者の生活状況を把握すること。
- (13)上記(11)および(12)により虐待などが疑われる場合等、早急な対応が必要なときは、中野区児童相談所等に対して速やかに連絡を行うこと。

5 対象経費

項目番	項目	対象経費
1	需用費	事業に利用する消耗品費(調理器具、収納用品(クーラーボックス等)、食器類、日用品類、事務用品等)、子ども食堂の案内そのためのチラシ等の印刷費、食材費、車両の燃料費、光熱水費
2	使用料及 賃借料	会場の賃料、車両の賃借料、 <u>食材・備品等の保管庫の賃借料</u>
3	役務費等	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬に係る交通費(スタッフの出勤のための交通費は含まない。)
4	設備整備費	新たに子ども食堂(配食、宅食、フードパントリーを含む。以下、「子ども食堂等」という。)を実施するために必要な設備等の整備に関する経費(冷蔵庫やデリバリーカート等) ※支給対象となるための要件があります。詳しくは「6 助成事業数・基準額及び補助率」をご確認ください。

※個人宅(会員宅等)で開催する場合は、光熱水費等は助成対象となりますが、子ども食堂等の取組分としての金額が明確でない場合、子ども食堂1回の実施につき1,000円とします。

※人件費(ボランティアへの謝礼含む)や団体の運営に係る費用は対象外となります。

※その他の経費については、担当までご相談ください。

6 助成事業数・基準額及び補助率

(1)助成事業数

1 団体あたり2事業まで申請可

(2)基準額

ア 「5 対象経費 項番1～3」の合計経費

1つの子ども食堂等につき年間350,000円を上限とします。

(活動1回あたりの上限額はありません。)

イ 「5 対象経費 項番4」の経費

1つの子ども食堂等につき年間100,000円を上限とします。

下記小学校区内で新たな子ども食堂等を立ち上げる場合、上記アの経費に加えて助成対象となります。

<助成対象となる小学校区>

令和6年4月1日時点で「こどもほっとネット in なかの」に登録している子ども食堂等が存在しない小学校区

- 北原小学校
- 啓明小学校
- 緑野小学校

※各小学校区の住所は区ホームページ等にてご確認ください。

【通学区域(学校別・住所別)】

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/gakko/tsugakukuiki/kuiki.html

※申請団体総数、申請総額によっては、申請要件を満たしていたとしても、申請額全額は交付されない場合があります。また、事業の具体的な内容によっては助成額を申請額より減額する場合もあります。

(3)申請できる金額

申請できる限度額は、原則として対象経費が上限となります。参加費または寄付金が対象外経費を上回る場合はその限りではありません。

対象外経費については、はじめに参加費又は寄付金で充当し、不足分は自己負担としてください。

考え方の例

①参加費又は寄付金が対象外経費より少ない場合

支出合計	対象経費(4万円)	対象外経費(4万円)
収入合計	申請できる金額(4万円)	自己負担 (2万円) 参加費又は寄付金 (2万円)

②参加費又は寄付金が対象外経費より多い場合

支出合計	対象経費(4万円)※	対象外経費(4万円)
収入合計	申請できる金額 (3万円)	参加費又は寄付金(5万円)

※この場合の「参加費又は寄付金」と「対象外経費」の差額(1万円)は、対象経費のうち、「5 対象経費 項番1～3」に優先的に充当します。

③対象外経費が発生しない場合

支出合計	対象経費(8万円)
収入合計	申請できる金額 (3万円) 参加費又は寄付金(5万円)

7 手続き

(1)交付申請

ア 提出期限

令和6年6月7日(金)

イ 提出書類

- ① 第1号様式 中野区子ども食堂運営助成金交付申請書
 - ② 第1号様式 別紙1 事業計画書
 - ③ 第1号様式 別紙2 収支計画書
 - ④ 保険に加入していることがわかるもの(加入者証の写し等)
 - ⑤ 団体の規約及び名簿
 - ⑥ 団体の活動概要が確認できるもの
- ※①～③は区ホームページ(「令和6年度中野区子ども食堂運営助成金について」)からエクセルファイルをダウンロードして作成してください。

ウ 提出方法

電子メール

※原則として、すべての書類について、電子データによる提出をお願い致します。

※これまでに本助成金を申請いただいたことがない場合、申請前に担当までご相談をお願い致します。

エ 提出先

中野区 子ども教育部 子育て支援課 子ども・子育て支援係
E-mail:kodomo-kosodate@city.tokyo-nakano.lg.jp

注意事項

- ・年間の事業終了後、実績報告をもとに、額の確定を行い、差額が生じた場合は後日、返還いただくことになるため、申請内容は可能な限り精査し、実態に即したものとしてください。
- ・申請にあたっては、中野区保健所と事前相談を行い、食品衛生管理に関する助言を受けてください。ただし、過去に中野区保健所に相談したときから運営方法などに変更がない場合は、この限りではありません。(助成金交付申請書の記載欄に保健所への相談日を記載してください)

«保健所相談先»

中野区保健所 生活衛生課 食品衛生係

電話番号:03-3382-6664

- ・事業実施の際、参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認してください。
- ・事故発生時の対応のため保険に加入してください。

(2)交付決定(令和6年6月下旬頃を予定)

提出された交付申請書類等について、中野区において審査し、交付決定を行います。交付決定時には「交付決定通知書」を送付します。

(3)請求・助成金の支払い(令和6年6月下旬頃を予定) ※(2)と同時に連絡予定
「交付決定通知書」を受け取った後、交付決定額の範囲において、助成金の概算払を行います。

請求に際しては、「請求書」と「口座振替依頼書」(区への債権者登録がない場合のみ)を提出していただきます。

(4)実績報告(助成対象事業完了後)※(2)と同時に連絡予定

事業終了後2週間以内に、実績報告書を提出していただきます。
(年度末は3月31日まで)

(5)額の確定(実績報告書提出後)

提出された実績報告について、中野区において審査(必要に応じ現地調査等を行う場合があります)し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書により通知します。

また、実績額が交付決定額を下回った場合には、差額を速やかに返還していただくことになります。(※設備整備費のみの実績額が交付決定額を下回った場合、それ以外の経費と合算することなく、当該差額を返還していただきます。)

8 その他

(1)要綱等の遵守

事業の実施に当たっては、「中野区子ども食堂運営助成金交付要綱」の規定を遵守し、事務手続きを進めてください。

(2)スケジュール

区の審査状況等により、上述したスケジュールと時期が異なる場合がありますので、御承知おきください。

(3)開設地域について

区では、食のセーフティネットの確保に向け、各小学校校区に一つ以上の子ども食堂が開設されることを目指しています。子ども食堂の開設にあたり、実施場所が確定していない場合は、ぜひ一度、担当までご相談ください。

※令和6年4月1日時点で子ども食堂等が存在しない小学校区内において、新たな子ども食堂等を実施する場合に必要な設備等の整備に関する経費を助成します。詳しくは「6 助成事業数・基準額及び補助率」をご確認ください。

(4)食中毒防止、感染防止等

国や都、区等行政機関による通知等に留意し、食中毒予防や新型コロナウイルス感染症の感染防止策を行ってください。また、食中毒や事故が発生した場合の対応方法や連絡体制をあらかじめ定め、周知するとともに、発生時には速やかに区へ報告してください。

参考:●「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」(平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知)における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」
●「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」(令和2年3月3日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡)…等

(5)参加者の生活状況の把握と区の相談窓口の案内について

子ども食堂等の実施時、参加者の様子や日常会話などを通じて家庭の状況を把握するよう努めてください。また、必要に応じ、区の相談窓口をご案内してください。

(6)通告・相談が必要なケースについて

子どもの虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、中野区児童相談所等に対して通告を行ってください。

中野区児童相談所 電話番号:03-5937-3289

(7)連絡会への参加について

区が実施する子ども食堂又は子ども若しくは家庭の支援に係る他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加する必要があります。開催日時、方法等は別途通知します。

(8)区が実施する研修への参加について

区が実施する研修に年1回以上参加する必要があります。詳細は交付決定団体に対し別途通知します(※(7)の連絡会とは別開催の予定です)。

(9)「こどもほっとネット in なかの」について

中野区内で子どもや親子の居場所づくりに取り組むボランティア団体・個人のネットワークである「こどもほっとネット in なかの」にご登録いただくと、寄付等の情報を入手しやすくなるとともに、「こどもほっとネット in なかの」主催の連絡会にも出席可能となるため、ご登録をお勧めしております。

連絡先:中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター

電話番号:03-5380-0254

(10)帳簿類の保存

助成事業に関わる収支を明らかにした帳簿や領収書、関係書類は5年間(令和6年度助成の場合は令和11年3月末まで)、保管してください。

(11)広報媒体への表記

助成対象事業であることを広報媒体(チラシ・パンフレット・ポスター・ホームページなど)に表示する場合は、次の要領で表示してください。

◎表示(例)

「この事業は『令和6年度中野区子ども食堂運営助成金』を受けて実施しています」

(12)助成の公表

助成する団体名、代表者名、事業名、助成交付決定額は、区のホームページ等で公表する予定です。

(不交付団体については、ホームページでの公表は行いません。)

(13)助成事業の変更・中止

助成金の交付決定後に、事業実施日や事業内容を変更または中止する場合は、「事業変更・中止申請書」が必要になる場合があります。事業の中止・変更等が決定した場合は、区の担当者に速やかに相談してください。

(14)交付決定の取り消し

助成団体が、次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消し、助成金を返還していただく場合があります。

- ①偽りその他不正手段により、助成金の交付を受けたとき。
- ②助成金を他の用途に使用したとき。
- ③助成事業の実績報告を怠ったとき。
- ④助成金交付決定内容や交付条件、法令に違反したとき。
- ⑤その他「中野区子ども食堂運営助成金交付要綱」に基づかない活動を行ったとき。

子ども食堂運営助成事業 Q&A

質問		回答
1	実施頻度の最低条件はありますか。	原則月1回以上、定期的に実施することが望ましいですが、子どもの安全が確保できない場合(食中毒の恐れ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、インフルエンザの流行等)やお盆休みなど長期休暇により参加者が十分に確保できない場合など、合理的な理由により実施しない月が生じても構いません。その場合は実施しないことについての理由書(様式自由)の提出が必要となります。
2	実施場所の要件はありますか。	参加者が立ち寄りやすい場所が望ましいと考えます。1回あたり子ども又はその保護者(以下「参加者」)が合わせて10人以上参加できる規模で開催することが望ましいです。 また、同一の部屋での確保が難しい場合、隣接する部屋等を使用する場合でも構いません。
3	食堂運営にあたり、調理方法等の指定はありますか。	原則として「3 助成の対象となる事業内容」で提示した方法で実施してください。その他の実施については、担当までご相談ください。
4	子ども食堂の建物内に調理スペースがなく、隣接する自宅や飲食店等で調理し、それを持ってきて子ども食堂で食べる形式でも補助対象となりますか。	補助対象となります。隣接するかどうかの判断に迷う場合は、事前に子ども・子育て支援係にご相談ください。
5	食堂等の1回あたりの開設時間の要件はありますか。	特に設けていません。ただし、参加者が利用・交流するのに十分な時間の開設をお願いします。
6	対象者の要件はありますか。	生活に課題を抱える地域の子どもたちを対象としている場合、下記のような事業も対象となります。 ・小学生のみに特化した食堂 ・所得の低い家庭の子どもに限定して実施している食堂

7	利用者は氏名等を登録する必要がありますか。	氏名等を事前に登録する必要はありません。ただし、子ども食堂に来る子どもの中で、支援が必要な子どもを、適切な支援に繋げるため、また、感染症の感染拡大等に伴い、万が一感染者が出た場合に連絡ができるよう氏名や連絡先を聞き取る等の対応を行ってください。
8	1回あたりの最低参加人数の要件はありますか。	一回あたりの最低参加人数については、10人を目安とします。なお、事業周知の段階で10人程度を定員として周知していれば足りるものとし、実際に集まった利用者がその人数を下回っていることは差支えありません。 なお、子ども及び保護者以外の方も参加する食堂においては、子ども・その保護者の定員を10人程度確保したうえで、実施をしてください。
9	食品衛生法上の届出等を行う必要がありますか。	届出等が必要かどうかは事業の規模・頻度によって異なるため、中野区保健所に確認してください。 なお、届出の有無に関わらず、申請にあたっては中野区保健所との事前相談が必須となります(ただし、過去に中野区保健所に相談したときから運営方法などに変更がない場合は、この限りではありません)。
10	子どもへ低額で提供することあるが、低額とはいくらくらいですか。	特に制限は設けていませんが、100円程度が望ましいと考えます。
11	区が実施する子ども食堂又は子ども若しくは家庭の支援に係る他の関係機関等との連絡会や研修に、それぞれ年1回以上の参加が必要とあるが、やむを得ず参加できない場合はどうすればよいですか。	やむを得ず連絡会や研修に参加できない場合は、事前にご連絡・ご相談ください。
12	2ページ目の4. 実施方法(7)で「～宗教活動及び営利を目的としないこと」と規定されているが、すでに宗教施設(教会、寺院等)で子ども食堂を実施している。この場合は、対象とはならないですか。	宗教活動を目的とせず、開催場所としてのみ使用している場合は対象となります。 (営利団体が子ども食堂を実施する場合も、営利目的でなければ対象となります)

13	他団体(社会福祉協議会等)から既に、運営費等の助成を受けている場合は、補助の対象となりますか。	本助成の対象経費・費目以外での助成であれば対象となります。 (他団体の助成が同じ条件であるか、必ず確認をしてください。)
14	光熱水費について、補助対象に算入する期間の判断に関して、例えば2024年3月中の使用量を基に2024年4月に支払った光熱水費はどの年度の補助対象となりますか。	実際に支払を行った月を対象とします。2024年3月中の使用料を基に4月に光熱水費を支払った場合は、支払った日が属する年度、令和6年度が、補助の対象期間となります。
15	個人宅(会員宅)で開催する場合は、賃借料・光熱水費は助成されますか。	助成されます。ただし、子ども食堂の開催1回の実施につき、1,000円と定めています。
16	支出の根拠書類として領収書の提出は求められますか。	支出額のわかる根拠書類をもとに中野区が額の確定を行うため、領収書を提出していただくことになります。 ただし、一部の支出については内訳表等の提出により確認していますので、詳細は申請の際に担当にご確認ください。
17	子ども食堂を1日に2回(午前・午後など)行う場合、助成の対象となりますか。	助成の対象となります。 (午前・午後、それぞれ1回の取組として換算します)
18	助成の対象となる事業の実施期間を教えてください。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施した事業が対象となります。
19	実施予定であった事業が新型コロナウイルス感染症の影響などで開催できなかった場合、その準備にかかった経費は助成対象となりますか。	助成対象となります。

問い合わせ先

中野区役所 3階 子ども総合窓口

子育て支援課 子ども・子育て支援係

電話:03-3228-8723

E-mail:kodomo-kosodate@city.tokyo-nakano.lg.jp